

## 【事案 25-158】 転換契約無効請求

・平成 26 年 8 月 1 日 裁定不調

### <事案の概要>

募集人から虚偽の説明を受けたこと等を理由に、転換契約の無効および転換前契約へ戻すことを求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

平成 12 年 7 月に契約した 60 歳保険料払込満了の終身保険(契約①)を、平成 20 年 8 月に終身保険料払込の終身保険(契約②)に契約転換した。しかしその後、契約①では 60 歳以後に死亡・高度障害保障にかえて年金が支払われる取扱いに変更することができたのに、終身保険料払込である契約②ではそれができないことがわかった。

以下の理由により、転換手続であること、転換すると年金の取扱いへ変更できなくなること、について錯誤があったので、転換契約を取り消して転換前契約に戻してほしい。

(1)契約②の募集時に、年金は変わらないかと質問したところ、募集人は「変わらない」と虚偽の説明をしている。

(2)契約転換により、契約①が消滅して全く新しい契約になることの説明がなかった。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1)申立人は募集人から、転換に伴う保障内容の変更について、また、転換により契約①が消滅することについて説明を受け、了解したうえで申込んでいます。

(2)申立人から募集人に対して、契約②において、60 歳時に年金の取扱いが選択できるかどうかについての質問はなかった。

### <裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、申立人の母親、募集人の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、指定(外国)生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から和解案を受諾しないとの回答があったため、同規程第 38 条 2 項にもとづき、裁定不調として裁定手続を終了した。

#### 1. 申立人の主張の法的整理

申立人の主張は、以下の 2 点であると判断する。

(1)消費者契約法 4 条 1 項 1 号にもとづく、不実告知による取消しを求めるもの(主張①)。

(2)民法 95 条にもとづく、錯誤による無効を求めるもの(主張②)。

#### 2. 主張①について

以下の理由により、不実告知による取消しを求める主張は認められない。

(1)事情聴取によると、申立人が募集を受ける前日に、募集人から本転換プランの募集を受けた申立人の母親は、募集人に対し 60 歳での年金選択権にこだわっていることを伝えて年金選択権があるか確認したと供述しており、また、申立人も、年金選択権は変わらないか質問したところ、募集人は「はい」と答えたと供述している。

(2)一方、募集人は、そのような確認を求められたことはないと供述しており、当事者の主

張が異なることから真偽は不明であり、他に申立人の主張を認めることができる証拠は見当たらないので、不実告知があったとまでは認めることはできない。

### 3. 錯誤による無効について

以下の理由により、錯誤による無効を求める主張は認められない。

(1) 誤解が錯誤であるとして契約が無効となるのは、その錯誤が要素の錯誤に該当する場合である。一般人の関心事は保障内容にあるといえ、この点は要素といえるが、その保障を得る契約が転換であるか否かは保障内容自体ではなく要素とはいえないので、申立人の錯誤を「要素の錯誤」と認定することはできない。

(2) 契約②においても年金払いの取扱いに変更できると誤解して、転換を行なったのであれば、申立人の誤解は「動機の錯誤」といえる。動機の錯誤により法律行為が無効となるのは、その動機が相手方に表示されている必要があるが、申立人または申立人の母親が、年金払いの取扱いに変更できることが本転換の動機であることを、募集人に表示していたとまでは上記のとおり認められない。

### 4. 和解について

当審査会の判断は以上のとおりであるが、以下の点を考慮すると、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断する。

(1) 本件では、不実告知の可能性を否定しきれないこと（不実告知でなかったとしても、募集人は、保険料の払込期間が終身払込になることにより、年金払いの取扱いができなくなるにつき知識がなかったため、年金の話題に対し、適切な対処ができなかった可能性もある）。

(2) 転換時、申立人は独身女性で、老後の生活に不安があり年金を重視していたことが推測されるが、本転換は、申立人のニーズを適切に把握していたとは言い難い。